

小松島市 産後ケア事業（宿泊型）のご案内



小松島市では、出産後、お母さんの体調の不調や育児の不安がある方に対して安心して子育てができるように産科医療機関で宿泊型産後ケアを実施しています。

例えば・・・「産後、家族の手助けがない」「体調がすぐれない」「授乳が上手くいかない」「初めての子育てで不安」等の悩みがある方がご利用いただけます。

対象となる方

小松島市に住民票がある産後12か月以内のお母さんと乳児で、下記①および②に該当する方

- ①お母さんの心身の不調や育児の不安がある方
- ②お母さん・赤ちゃん共に医療行為の必要がない方

産後ケア（宿泊型）の内容

産科医療機関に宿泊し、産後のお母さんと赤ちゃんの体調にあわせて以下のサービスを受けることができます。

- ★母体のケア（母体の管理、生活面の指導、乳房のケア、休息時間の確保、心のケア）
- ★子どものケア（健康管理、発育のチェック）
- ★育児に関する相談・指導（授乳指導、沐浴指導、スキンケアの指導、授乳方法に関する指導、その他必要な育児指導）
- ★食事の提供

きょうだいの利用はできません。
ベッドの空きがない時、天災時等やむをえない場合は、利用のご希望にそえない場合があります。

利用料金（自己負担金）

1泊2日につき4,000円+食事代

ただし、利用する乳児が複数である場合は乳児1人当たり400円が別途必要です。

利用日数

利用日数は最大7日までです。（例：1泊2日+4泊5日、3泊4日+2泊3日等）

※産後ケア施設は平日の利用のみ、土日祝日は利用できません。

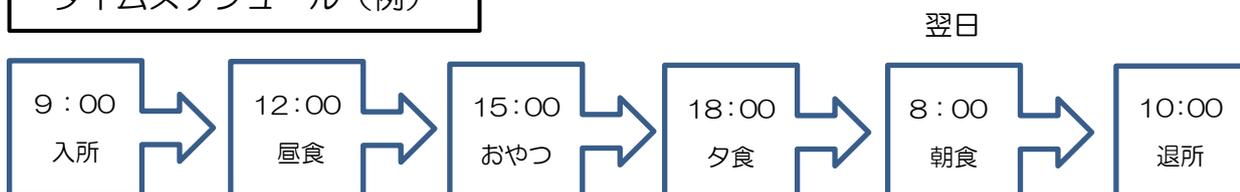
◎産後ケア事業には、1回上限2,500円、合計5回までの自己負担金の一部免除があります。

◎生活保護世帯・市民税非課税世帯の方は、自己負担金が全額免除されます。

自己負担額の免除を希望される方は、「小松島市産後ケア事業（宿泊型）利用申請書」の「自己負担金の免除に関する申請書・同意書」欄に記載して提出してください。

市民税非課税世帯の方は、同一世帯のうち1人でも課税されている場合は該当しないのでご注意ください。

タイムスケジュール（例）



裏面に続く

持参するもの

- ・小松島市産後ケア利用承認通知書（利用決定後、市より送付します）
- ・母子健康手帳 健康保険証
- ・お母さんと赤ちゃんの部屋着・下着などの衣類
- ・歯ブラシなどの洗面用具、生理用品、母乳パット、ガーゼハンカチ等
- ・哺乳瓶、オムツ、お尻拭き、粉ミルクなどの赤ちゃん用品

※院内仕様の物でよければ、オムツ（新生児用・Sサイズのみ）・粉ミルクは不要です



利用の流れ

1. 利用申請

申請は小松島市母子包括支援センター「おひさま」の窓口及び郵送で受付します。

利用希望日の5日前（土日祝日、年末年始を除く）までに「小松島市産後ケア事業（宿泊型）利用申請書」をご提出ください。※急な利用の場合は、その都度「おひさま」にご相談ください。



2. 利用の決定

サービス利用にあたり、「おひさま」助産師がお母さんと赤ちゃんの健康状態や家庭での育児の状況などの様子をお伺いし、「小松島市産後ケア事業（宿泊型）利用者プラン」を作成します。この利用プランは利用する医療機関に提供されます。

利用が承認された方には「小松島市産後ケア事業（宿泊型）利用承認通知書」を送付します。



3. 利用当日

持参するものを準備して、蕙愛レディースクリニックに入所してください。

自己負担金等は、医療機関の指示する方法・タイミングで医療機関にお支払いください。

※注意事項※

医療機関の病床の運用や食事の準備等サービス提供先へのご負担になりますので、キャンセル・変更がある場合は、早めに「小松島市保健センター」へご連絡ください。

◆申し込み・問い合わせ先◆

〒773-0001

徳島県小松島市小松島町字新港 9-10

小松島市保健センター

TEL：0885-32-3551

